

第三者評価（結果）報告書（総括）

総 括	
対象事業所名	ひかりの家
対象サービス	共同生活援助
事業所所在地	神奈川県厚木市
設立年月日	平成 15 年 12 月 1 日
評価実施期間	平成 30 年 7 月 ～ 平成 31 年 3 月
公表年月日	平成 31 年 3 月
評価機関名	株式会社 フィールズ
総合評価（ホームの概要と理念や方針、支援にあたって努力・工夫している点など）	
＜ホームの概要と理念・方針＞ グループホーム「ひかりの家」は、小田急線「本厚木駅」から神奈中バスで 25 分バス停「稲荷木」下車 3 分の所にあります。1 階に 1 人、2 階に 4 人、計 5 名の女性利用者が生活しています。近隣には、公園や神社、ゴルフ場等の緑が多くありますが、スーパーやコンビニエンスストア等もあります。ホームは木造 2 階建ての一般住宅の様な造りです。 浴室 3 室、トイレ 4 カ所を備え、集団生活のストレスが少ない設えとなっています。近隣で行われる祭や初詣に行く、公民館の本を借りるなど、地域に溶け込んだ生活ができています。 利用者は平均年齢が 70.6 才ですが、食事や生活の相談、通院や服薬管理等の健康管理の支援を受け、日中は就労継続支援 B 型事業所や生活介護事業所に通所しています。 利用者は女性のみで、利用者同士も仲は良く共に近隣への買い物に行くなど家族のように和気あいあいと生活しています。職員も女性のみで法人の方針である「同性介助」を行っています。ホームの催しとして日帰り旅行、北海道や沖縄への宿泊旅行を行っており、利用者も楽しみにしています。 設置法人の社会福祉法人紅梅会は厚木市内にグループホーム(9 施設)の他、障害者支援施設、相談支援事業所、福祉サービス事業所を運営しています。 社会福祉法人紅梅会の理念「利用者の方々が、地域社会で明るく豊かな生活が送れることをめざす」をもとに利用者の人格、自己選択、自己決定を尊重し、利用者が地域で自立した生活ができるよう支援しています。 ＜支援にあたって努力・工夫している点＞ 利用者の支援にあたる際には職員間の情報共有を大切にしています。職員間では申し送りノート(日録)を活用して引継ぎを行い、きめ細かい支援ができるよう心がけています。 管理者、サービス管理責任者は他のグループホームも兼任しているため常駐はしていませんが、必要時には専任世話人より電話連絡等で報告や相談を受け、アドバイスや対応をしています。利用者の専任世話人への信頼は厚く、生活において安心感が得られています。 職員は、利用者の自己決定、自己選択を尊重した支援を心がけています。 ホーム内の清潔に気を配り、利用者に対する声かけや言葉も穏やかな口調で行うことで居心地の良い環境づくりを意識した支援を目指しています。	

評価領域ごとの特記事項	
1. 人権の尊重	①「人権手帳Ⅱ」（平成 30 年 4 月改訂）が全職員に配付されており、職員は常に高い人権意識を持って利用者を支援しています。 ②毎月、月間人権目標を定め、「人権チェックリスト」による振り返りをしています。 ③職員は、利用者の思いを尊重し、職員の価値観を押し付けないように努めています。 ④個人情報が含まれる書類は施錠保管しています。
2. 意向の尊重と自立生活への支援に向けたサービス提供	①個別支援計画は、一人ひとり時間をかけて希望を聞き取り、「旅行に行く」など、本人が楽しく取り組めるような目標を設定して作成しています。 ②毎月、ケース会議の際に臨床心理士を招き、指導を受けて、支援に活かしています。 ③利用者の平均年齢が 70.6 歳と高いことから、必要に応じて介護認定を受け、通所先事業所、相談支援事業所のほか、介護保険事業所とも連携して支援しています。
3. サービスマネジメントシステムの確立	①紅梅会利用者預り金規程に則り、適切な金銭管理がなされています。 ②苦情解決に関する規則が策定されており、重要事項説明書に複数の苦情申立先を明記するとともに、写真入りのわかりやすい掲示をして利用者、家族に周知しています。 ③オンブズマンによる相談会や、「ホームしゃべり場」など、利用者が外部の人に話を聞いてもらえる場が定期的に設けられています。 ④消防署への専用通報装置及び警備保障会社の防災防犯システムにより、非常時には即時に消防署及び警備保障会社に通報でき、サポートを受けられる体制があります。 ⑤防災対応マニュアルが策定されており、利用者個別の緊急持ち出し袋、避難カードを準備しています。利用者全員にホイッスルを配付しています。 ⑥年 2 回、ホームで避難訓練を実施し、本郷自治会の防災訓練にも参加しています。非常時に協力を得ることができる地域との良い関係性が構築されています。
4. 地域との交流・連携	①自治会に加入し、地域の催しや行事を利用者に情報提供する等地域に出る機会をもてるよう支援しています。 ②近隣住民とは挨拶を交わし良好な関係を築けています。 ③近隣の派出所にホーム周辺の巡回を依頼しています。 ④設置法人の開催する納涼祭等の行事は地域にお知らせをし、参加を呼びかけたりボランティアを募り交流を図っています。

5. 運営上の透明性の確保と継続性	①サービス提供の方針や内容については契約時に重要事項説明書や契約書にて分かりやすく説明しています。 ②職員に対し法人の理念や方針は入職時の他、研修等の機会には必ず確認し周知しています。 ③重要事項説明書や運営規定、苦情解決の連絡先等はいつでも確認できるようにホームの玄関に掲示しています。
6. 職員の資質向上の促進	①設置法人内に組織される「人権・研修委員会」が中心となり行っている人権に関する研修の他、階層別研修、接遇研修、防災研修等多くの研修を行っています。 ②法人内研修の他、外部研修の情報を職員に周知し参加を推進しています。 ③年に 1～2 回職員面接を行い、職員の希望や勤務条件の確認をする機会をもっています。
7. 日常生活支援	①日常生活は利用者の意思を尊重し、自由に過ごせるよう配慮しています。本人の希望により必要な支援をおこなうようにしています。 ②利用者が要望等を職員に話しやすい雰囲気づくりを心がけています。 ③服薬管理は複数の職員が関わり誤薬や抜薬がないよう配慮しています。 ④毎月「家族の会」を開催しています。参加できない家族には議事録の「家族の会ニュース」を送付し内容を伝えています。